

全日教連 要望結果報告

(発行 令和5年6月15日)

第2次中央要請行動

専門部要望 文教予算及び待遇改善等に関する要望

文部科学省

こども家庭庁

日時 令和5年5月15日(月) 9:30～14:00

回答者

文部科学省

- 学校事務職員部、高等学校部
 - 初等中等教育局財務課定数企画係長 小俣 溪 氏
 - 初等中等教育局財務課給与予算・総括係長 内田裕一朗 氏
 - 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長 田口明日香 氏
 - 総合教育政策局政策課振興計画係長 沼澤 綾子 氏
- 女性教職員部、特別支援教育部
 - 初等中等教育局財務課定数企画係長 小俣 溪 氏
 - 初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係長 田口明日香 氏
 - 総合教育政策局教育人材政策課企画係長 田端 紳 氏
 - 総合教育政策局教育人材政策課改革推進係 河合 徹也 氏
 - 初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長 岩村 成興 氏
- 養護教諭部、栄養教諭・学校栄養職員部
 - 初等中等教育局財務課定数企画係長 小俣 溪 氏
 - 初等中等教育局健康教育・食育課学校給食・食育推進係長 青山恵津子 氏
 - 初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係 木村 円香 氏
 - 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課法規係長 小川 七星 氏

○ 管理職員部、幼児教育部

初等中等教育局財務課校務調整係長	窪田 徹 氏
初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係	木村 円香 氏
初等中等教育局修学支援・教材課庶務・助成係長	小宮山雄輝 氏
初等中等教育局幼児教育課企画係長	長澤 貴暁 氏
総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室教職員研修係長	田中 貴義 氏
スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係長	林 修平 氏
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室文化活動振興係長	外尾 倫美 氏

こども家庭庁

こども家庭庁保育政策課魅力向上係	西村 幸恵 氏
こども家庭庁保育政策課企画法令係	樋口 大起 氏

参加者	委員長	前田 晴雄	専門部委員	山内 省二
	副委員長	熊倉 孝郎	専門部委員	山本 基雄
	副委員長	金子 孝司	専門部委員	間島 志織
	副委員長	喜多 政博	専門部委員	栗田 大智
	副委員長	高木 俊彦	事務局次長	林 則久
	事務局長	渡辺 陽平	事務局次長	弘瀬 雅一



【学校事務職員部】

学校事務職員部要望 ※は回答を求める内容

- ※1 学校機能強化の推進状況を把握するための調査を行い、公表すること
 - (1) 都道府県別の学校事務職員の配置状況（未配置校数含）及び、義務標準法上の配置人数との比較結果
 - (2) 市町村別の市町村費配置学校事務職員の配置状況

- 2 義務標準法を改正し、学校事務職員の定数改善を行うこと。
 - (1) 学校事務職員を全校配置するとともに、18学級以上の小学校及び14学級以上の中学校に複数配置を行うこと
 - (2) 共同学校事務室等の整備促進のため、1共同実施に1人以上の事務職員を加配すること

- ※3 学校事務職員の給与費に関連し、以下のことを実施すること
 - (1) 義務教育費国庫負担法の適用対象継続
 - (2) 昭和32年通知「公立学校事務職員の給与等について」を再通知し、事務長職を行政職俸給表（一）6級格付とするよう各地方公共団体への指導

- 4 義務教育諸学校において事務長職を積極的に設置するよう各地方公共団体を指導すること

- 5 教育行政職として、また学校運営に参画する基幹職員として、その専門性を伸ばしていくために、以下のことを推進すること
 - (1) 学校事務職員育成指針の策定
 - (2) 上記指針に沿った資質・能力を高める研修制度の確立
 - (3) 新規採用学校事務職員に対する人材育成制度の確立を任命権者に指導

文部科学省回答

○ 要望1について

(1)について標準法による事務職員の配置状況については、標準法定数に対する充足状況について調査を行っており、文部科学省として把握をしている。一方で、公表することを目的に調査を行っていないため、今年度分において公表することはない。ただ、教員に比べ充足状況が芳しくない状況にあるというのは、各都道府県のヒアリング等を通じて承知しているので、義務標準法の趣旨を踏まえ、確実に充足するよう訴えていきたい。

(2)について学校基本調査において令和4年度の公立小中学校における市町村費負担の学校事務職員数（本務者）は2,919人である。基本調査では、都道府県別の人数について把握しているところであるが、市町村別という新たな調査の実施については慎重に検討する必要があると考えている。

○ 要望3について

(1)について学校事務職員は教員が教育に専念できるようにするため、現行の小中学校制度の発足と共に、国庫負担制度に裏打ちされた主旨の定数改善措置を含めた配置を進めてきたところである。引き続き学校事務職員を学校の基幹的職員ととらえて、義務教育費負担制度を維持し、学校事務職員に対する国の責任をしっかりと果してまいりたい。

(2)について、事務長も含めた学校事務職員は、その職員の学歴経験年数を考慮して役付職員と同等の格付けが為されるように措置することとしている。学校事務職員も含めた地方公務員の給与については地方公務員法に定める「職務給」の原則に基づき、各地方公共団体において適切に判断されるべきものである。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

基本調査では、都道府県別の配置状況を調査しているとの回答であったが、都道府県別では、実態が見えにくいと考えている。そこで我々は市町村別の市町村費配置学校事務職員の配置状況を明らかにするよう要望しているところであるが、このような調査は文部科学省として実施可能なのか。



【文部科学省】

公表を前提とした調査ではないので、公表は難しい。市町村別の調査ということであるが、新たな調査をお願いすることになるので慎重に検討するべきであると考えている。問題の本質は、学校事務職員の確実な充足であろうから、文部科学省としては、様々な機会をとらえて、各自治体へ、定数配置された人数について確実に充足するよう訴えていきたい。

【全日教連】

調査の公表がされると、それをエビデンスに我々の所属する単位団体が都道府県当局へ、確実な充足を求めて、要望活動を行うことができる。確実な充足という点で、文部科学省と全日教連は歩調が揃っていると考えているので、公表については前向きに検討してもらいたい。

○ 要望3に関連して

【全日教連】

学校における総務・財務に精通した唯一の行政職員である学校事務職員が6級格付となることのできない都道府県や、なることができても少数という都道府県がある。学校運営に参画することが求められ、職務の重要性が高まり、業務が多岐に亘っている現状がある。現状に見合った形の給与体系にしてもらいたい。全業種において人材難が叫ばれている中で、キャリアステージに6級格付があることで優秀な人材を確保するという側面もあると考えている。適切な処遇改善がなされるように文部科学省からも引き続き支援や指導をお願いしたい。

【高等学校部】

高等学校部要望 ※は回答を求める内容

- ※1 教育基本法に中等教育後期の役割に関する明確な位置付けを行うこと

- 2 多様化する教育諸課題へ迅速に対処し、生徒へよりきめ細かい指導ができるよう、教職員の基礎定数・加配定数の改善及び専門人材等の配置を行うこと
 - (1) 教師が子供の学びの保障に注力するための教員業務支援員の配置拡充
 - (2) 外国人生徒等に対する日本語指導支援員や母語支援員、通訳・翻訳ボランティア等の配置
 - (3) 主幹教諭及び、指導教諭の定数外での適正配置
 - (4) 専門性を有した ICT 支援員の配置拡充

- ※3 高等学校教員の勤務実態を把握するため、高校を対象として教員勤務実態調査を実施・分析し、実態に応じた適切な教職調整額を支給すること

- 4 教職員の資質向上と人材確保のために、高等学校教育の専門性に特化した研修制度拡充及び免許制度改善を図ること

- 5 高等学校における部活動の地域連携・移行について調査・研究すること

- 6 主権者教育の実施にあたっては、新しく必修科目となる「公共」での指導に加え、教育活動全体において政治的中立が厳正に図られるよう各教育委員会を指導するとともに、新たな指導資料等を作成すること

文部科学省回答

- 要望1について
高等学校教育の充実に関して、教育基本法に中期高等教育の役割を位置付けるということについては、平成18年の教育基本法改正の際にも同じような議論がなされていた。教育基本法は教育の基本原則を規定する法律であり、制定された当初から小学校、中学校、高等学校といった個別の学校種については、学校教育法に委ねるという性格のものであった。当時から「法律に定める学校」という表記を用いており、平成18年の改正の際にも同様の考えから、個別の学校種については学校教育法に委ね、教育基本法においては第6条において「法律に定める学校は」と記述され、高等学校については、学校教育法で「高等学校」に関することが記述されているという状況である。重ねて3月に中教審で次の5年間の教育振興基本計画がまとめられ、答申が出された。その中で高等学校の教育改革については項目立てて言及されている。この答申が、教育段階を横断的に考えようという性質のも

のであるので、文部科学省としては、そのようなものをベースにしながら、引き続き高等学校教育の充実に取り組んでいきたいと考えている。

○ 要望3について

勤務実態調査については、前回調査では高等学校は対象ではなかったが、今回は高等学校も調査対象に含め、速報値を公表したところである。ただ、高等学校に関しては、学科が普通科や専門学科と複雑であり、教員の勤務態様に関してもかなり多様な中、サンプル数等も非常に悩ましいところがあるが、高等学校全体としての概要を掴むため公表している。改めて結果を振り返ってみると、高等学校の教諭の在校等時間に関しては、平日は、小中との比較では短い結果となり、土日に関しては小学校よりも長くて中学校よりも短い結果であった。在校等時間の中身、どういった業務をしていたかについては、平日に関しては小中よりも授業時間は短くて、その分授業準備に時間をかけることができている。土日に関しては中学校同様、部活動の時間が長いという結果である。教職調整額については、現時点で具体的な方向が決まっているという状況ではない。先日文部科学省が設置した調査研究会で有識者に論点整理を行ってもらった。今後は、その論点等をもとにしながら、教師の処遇を定めた給特法の法制的な枠組みといったものも含めて中教審における検討に速やかに着手したいと考えている。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

「高大接続」と呼ばれるようになって高校は非常に注目を浴びるようになった。気付けば99%の生徒が高校へ進学している状況であり、義務教育と何も変わらない状況である。我々高校教師は、法的に位置付けられていないことへの不安や不満を感じている。文部科学省には、高校の役割、位置付けというものを明確にしていきたいという思いがある。今後、教育基本法改正に向けて、ワーキンググループ等で議論する等あれば、是非全日教連にヒアリングの機会を与えていただきたい。そうすれば、現場の生の意見を届けることができる。またヒアリングに参加することで、概要を掴み、高等学校の現場にもヒアリングの内容を伝えることができる。

○ 要望3に関連して

【全日教連】

教員勤務実態調査の対象に高等学校も含んでいただいたこと、大変ありがたく思っている。先程も言及があったが、高等学校は、専門高校や普通科高校等、様々な学校種がある。更には、定時制や通信制高校等も含めた調査になっていると思われるので、自分たちが働いている実感とはかけ離れているという感覚である。私自身の感覚として中学校と比較して高校は勤務時間が短いというのは疑問符が付く。今回、サンプル数が少なかったということは理解した。次回の教員勤務実態調査は未定であろうが、サンプル数を増やし、様々な校種や勤務形態があるということ踏まえて調査してもらいたい。

【文部科学省】

高等学校においても、学校によって違いはあるが、少なくとも収集した全てのデータをまとめて公表しているところである。悉皆調査でない以上、ある程度の誤差はあるのは間違いない。自身の感

覚との誤差については様々な方が様々な学校で働いている状況であり、勤務時間が長い、短いどちらの意見もあると承知しているが、それは、それぞれの学校現場の勤務実態が違うということの証だと考えている。学校間の差や地域差もあるかもしれない。この辺りも含め、今後は分析をしっかりと行っていきたい。

【全日教連】

ある定時制学校の教師の勤務実態を例に出すと、午後1時30分に勤務を開始して午前3時30分になるケースもあるとのことであった。勤務時間としては、普通科高校の教師と変わらないが、勤務の終わりが深夜になってしまう。また、農業高校では家畜の世話や市場への早朝の出荷作業等もあると聞いている。そんな農場の管理等も含めて実態は非常に多岐に亘るということも知っていただきたい。だからこそ、学校種ごとの詳細な分析をお願いしたい。



【女性教職員部】

女性教職員部要望 ※は回答を求める内容

1 全ての教職員が妊娠、出産、育児、看護、介護等と仕事を両立できるよう、関係省庁及び地方公共団体と連携して、仕事と家庭の両立支援制度の整備を進めること

- (1) 産前休暇の期間を拡大すること
- (2) 看護休暇の対象を拡大すること
- (3) 介護休暇の対象及び期間を拡大すること
- (4) 不妊治療のための休暇制度を拡大すること
- (5) 妊娠期間中の短期休暇制度を設けること
- (6) 介護のための短時間勤務制度を設けること

※(7) 妊娠、出産、育児、介護等を理由とする退職者の復職制度を設けること

2 全ての教職員が妊娠、出産、育児、看護、介護等と仕事を両立できるよう、関係省庁及び地方公共団体と連携して、学校の勤務環境の整備を進めること

- (1) 多忙を解消するための適正な人員の配置と業務の精選を推進すること

※(2) 妊娠、出産、育児、介護等に係る休暇・休業の取得を想定した代替教職員の確保や正規教員の増員等のための定数・予算措置を行うこと

※(3) 男性教職員の育児休業等の取得を促進すること

- (4) 女性教職員に特有な体調変化に対する校務への配慮を行うこと
- (5) 学校におけるハラスメントの防止を推進すること
- (6) 女性管理職の増加に向けた取組を推進すること

※(7) 仕事と家庭の両立支援制度の周知徹底を図ること

文部科学省回答

○ 要望1(7)について

実際に退職された方の復職について、そのまま復職させることは現状の制度では難しい。教員は地方公務員であり、退職した方の身分を何の選考もなく復職させることは事実上できない。ただ、出産育児等で一度離職された方が、復職しやすい環境整備を行うことは文部科学省としても重要であると考えている。そのため、各教育委員会が行っている取組等を横展開することでサポートしていきたい。今年度、静岡県での再採用選考試験では、一度、勤務実績がある方については、キャリアインターン採用試験として採用されやすい制度となっている。また他の都道府県では退職するタイミングで、復帰することを見越して、復帰する際に選考を免除する等の取組を行っているところもあると聞いている。採用試験の際に特例措置を設けることや、夏の採用選考だけでなく、経験者向けに秋試験を設けている自治体もある。このような好事例を紹介することを通して、文部科学省としても

復職に向けたサポートを行っていききたい。

○ 要望2(2)について

代替教員の確保については、産休育休の代替教員の確保に限らず、教師不足、教師の成り手不足対策として、学校子供応援サポート人材バンク等の取組、休眠免許状保持者に対し、教職への入職制度等様々な取組を行っているところである。今年の3月、文部科学省では教育人材総合ポータルサイトを作成し、その中で全国各地の人材バンク一覧等を情報発信している。引き続き、各教育委員会の実情を見ながら、教師の成り手確保、産休育休代替教員の確保についても取り組んでいきたい。

予算措置に関しては、令和5年度から基本の加配定数の活用によって、年度の初期頃から産休育休取得見込み分について、あらかじめ加配する制度が設けられた。令和5年度分については、都道府県からの申請通り、満額で加配している。このような制度が教師不足の解消の一助となればよいと考えている。そもそも代替者が見つからないということが大きな課題であると認識しているので、一体的に取り組んでいきたい。

○ 要望2(3)について

昨年末に公表された令和3年度の公立学校教職員の人事行政状況調査の結果によると、令和3年度新たに、育児休業等取得可能となった職員のうち、実際に取得した割合について、男性が9.3%、女性が97.4%であった。前回調査である平成30年度調査のときから、どちらも増加をしている。男性教員等が育児休業等取得することは、子育てに理解ある職場風土の形成の観点から重要であると考えている。また第5次男女共同参画基本計画において、地方公務員である男性の育児休業について取得促進が求められているところである。これまでも、文部科学省としては、各教育委員会に対して、男性教員が育児に参画できる時間を確保できるように働きながら出産や育児介護がしやすい環境、男性教員の育児休業や育児に伴う、休暇の取得促進に向けた環境整備を図ることの周知をしている。文部科学省としては引き続き、様々な機会をとらえて、各教育委員会に対して周知徹底を図っていききたい。

○ 要望2(7)について

文部科学省としても、教員の仕事と家庭を両立させ、働きやすい職場とするように、環境整備を図ることは重要であると考えている。育児休業の他、地方公務員である公立学校の教員について育児短時間勤務であるとか、部分休業等の制度も整えられているところである。これら以外で両立の支援として例えば、各教育委員会、学校において、育休復帰後の職員の子育てに関する不安を払拭するため、管理職等が必要な資料や、情報の提供に努めることについて各学校に周知する等の取組がある。また、育児短時間勤務取得者について、校務分掌を決めるにあたって無理なく働けるような業務内容とする配慮を行っている学校もあると承知している。文部科学省はこれまでも、短時間勤務や部分休業の制度の趣旨について都道府県の人事管理担当者を集めた研修会等で周知している。今後、そういった場を活用して適切に対応いただくように、周知していききたい。

質疑応答

○ 要望1(7)に関連して

【全日教連】

現在、教職を担う人材がないというのは、全国的な問題となっている。教職を担う人材を確保す

ることは各都道府県の役割だということは承知している。ただ、事態はより深刻で一つの都道府県に止まらず全国的に人手が足りない状況である。大局的な見地で国レベルの働きかけを要望する。教職を担う人材を増やす方策の一つとして、退職者を活用すべきである。育児があっても退職しなければならなかった、介護があっても退職しなければならなかった。このような方は一定数いる。その中にはある程度時間が経過することによって状況が落ち着き再び教職に就くことができる方もいる。このような有為な人材を他の業種に奪われないためにも思い切った復職制度を整えてもらいたい。

【文部科学省】

制度として国で設けるのは難しいが、有為な人材に戻ってきてもらう、簡単に戻ってきてもらう施策を推し進めていくことは重要であるとも考えている。各教育委員会と接する中で、折に触れて、その思いは伝えているところである。また退職された方が復職しやすい環境として復職した後の働き方も重要であると考えている。現在教師不足の状況で、退職者に限らず、教壇に戻ってきてもらう方策として入職コンテンツ等の整備を進めているところである。こういった制度を使いながら、より学校現場に復職しやすくなる支援制度について文部科学省としても引き続き検討していきたい。

○ 要望2(2)に関連して

【全日教連】

全国的に、産休育休代替の教職員を見つけることが困難な状況である。代替の教職員を見つけられなかったら、他の教職員でその抜けた穴をカバーしなければならなくなる。産休育休を取得する教職員もその状況を理解しているので、申し訳ないという気持ちを抱えながら産休育休を取得している。本来であれば、周りから祝福される喜ばしい出来事のはずなのに、心理的な負担を強いている。このようなことはあってはならない。教職を担う人がいないということは重々承知しているが、学校現場は切迫した状況であるので、危機的な状況と理解し、対応してもらいたい。



【文部科学省】

代替教職員の確保という点については、今年度から利用されている制度として、年度の前半までに産休育休を取得する見込みという方については、代替教職員を年度当初から配置できる、このような制度がスタートしている。これに加えて、教師不足の対応として、いかに学校現場に人を増やすかについては、今年度の事業として新しいものを検討しているところである。引き続き様々な御意見をいただきながら取組を進めていきたい。

【特別支援教育部】

特別支援教育部要望 ※は回答を求める内容

- ※1 特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた、教職員定数の見直しを図ること
- (1) 特別支援学級の学級編制標準を障害種別にし、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数を引き下げること
 - (2) 通級指導教室を必要とする全ての学校に設置すること
 - (3) 特別支援教育コーディネーターを専任化すること
 - (4) 特別支援教育において地域を巡回し、指導助言を行う主幹教諭・指導教諭の配置を推進すること
- 2 特別支援教育コーディネーターが各学校における特別支援教育の中心的役割を確実に果たせるよう持ちコマ数の上限設定等、具体的、実質的な処遇改善を図ること
- 3 インクルーシブ教育システムの理念の構築に向け、「基礎的環境整備」の充実を図り、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう、人的・物的環境の充実を図ること
- 4 特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応えるため、管理職をはじめ全ての教職員への特別支援教育推進のための研修の確保及び研修内容の充実を図り、また特別支援教育の経験者を管理職に登用することを推進すること
- 5 被災地における特別支援教育の環境を整備し、障害のある児童生徒の生活全般に亘る支援を継続し充実すること

文部科学省回答

- 要望1(1)について
- 特別支援学級については、障害種ごとに1学級の上限が8人ということで学級が編成されており、統計では4人以下の学級は約4割強と承知している。ただ4割強であるから現状を変えないということではなく、加配等で小中学校の特別支援教育を充実させていきたい。これまで、平成29年度に通級による指導が必要な児童生徒数に応じた教員定数が基礎定数化され、小中学校の特別支援教育について充実を図ってきている。通級が基礎定数化されて今年で7年目になるが、法改正の趣旨に沿い、着実に取組を進めていきたい。
- 要望1(2)について
- 文部科学省として通級による指導の充実のため、教員定数の基礎定数化を確実に進めるとともに、高等学校における通級指導の制度化を、平成30年度から行っているところである。令和5年度予算

については、効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業に係る費用を新たに計上しているところである。

また本年3月に取りまとめた通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する支援の在り方に関する検討会議の報告においては、子供が自ら所属する学校で受けられる自校通級であるとか、巡回指導を始めとする通級による指導の充実が盛り込まれているところである。引き続き報告の内容も踏まえ、障害のある子供と障害の無い子供が可能な限りともに過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んでいきたい。

○ 要望1(3)について

学校間や家庭等との連携を図るため特別支援教育コーディネーターの存在は極めて重要であると認識している。特別支援教育コーディネーターについては、令和4年3月にとりまとめた「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」において全ての学校は、校内の特別支援教育推進体制の向上という観点から校務分掌上に特別支援教育コーディネーターを位置付けること、特別支援教育コーディネーターの複数指名等により、チーム体制が組織的に機能するよう努めながら、教師の専門性の向上や学校内体制の充実を図ることといった、具体的な方向性が示されたところである。文部科学省としてもこれらの内容を各教育委員会等に通知を発出した。引き続き報告の趣旨の周知に努めたい。

○ 要望1(4)について

主幹教諭の加配については、僅かではあるが令和5年度予算で拡充しているところである。こちらの拡充についても引き続き努めていきたい。また、特別支援教育の地域の巡回については、通級指導の教員定数の基礎定数化や、より効果的かつ効率的な巡回指導の実現に向けたモデル構築事業に係る予算を新たに計上している。

質疑応答

○ 要望1について

【全日教連】

現場から、知的・情緒学級において8人に近い状況が多いことや、6人学級の場合でも複数学年の児童生徒が同じクラスに存在し、それぞれの学年ごとに授業準備等を行うことは非常に困難との声が届いている。是非、学級編制標準を障害種別にしたうえで、自閉症・情緒障害学級及び知的障害学級の定数引き下げを検討してほしい。

【文部科学省】

特別な支援を要する児童生徒が増えてきて、指導に御苦労されていることは理解している。現状、法改正以外の措置となると加配によるしか方法はない。特別支援教育の加配は特別支援教育コーディネーターと通級の部分しかなく、一般教諭の加配は、あくまでも特別支援学級以外を対象としている加配である。加配メニューとしてはこのような取り扱いであるが、例えば、県で従前小中学校に振り分けられていた特別支援教育関係の加配を特別支援学級に充てて、人員を増やすことにより、学級の人数を下げる。そして余った人員を特別支援教育関係の加配とする。このような配置は考えられると思う。このような柔軟な配置を含めて各都道府県で検討を進めてもらいたい。



【養護教諭部】

養護教諭部要望 ※は回答を求める内容

- ※1 養護教諭が複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒のきめ細かな心身のサポートを行うための定数を改善すること
 - (1) 児童生徒の生命を守り、多様化・深刻化する健康課題に対応するため、養護教諭の複数配置基準を引き下げ養護教諭の複数配置を推進すること
(小学校 851 人→651 人、中学校 801 人→601 人)
 - (2) 児童生徒数の健康上の特殊事情等、学校の実情に応じて養護教諭の複数配置を推進することができる定数措置を行うこと

- ※2 保健室機能の維持・充実の観点から以下の体制を整備すること
 - (1) 学校行事等での養護教諭不在時に、専門的知識を有する者を派遣する体制
 - (2) 感染症等によるクラスター発生時に、専門的知識を有する人材を派遣する体制

- 3 養護教諭の待遇改善の観点から以下の体制を整備すること
 - (1) 主幹養護教諭・指導養護教諭の新設
 - (2) 地域で連携・協働できるシステム構築のためリーダー的養護教諭の設置

- 4 養護教諭の専門性をより高めるため、指導力があるリーダー的養護教諭を主幹養護教諭・指導養護教諭（共に仮称）として位置付けること

- 5 学校等欠席者感染症情報システムの利活用及び学校健康診断の電子化等に資する ICT 環境整備・統一化及び人材の確保を図ること

- 6 養護教諭の資質向上のための研修機会を確保するとともに、内容の充実を図ること

- 7 新型コロナウイルス感染症及び今後想定される感染症等への対応のため、マスク・消毒液等の衛生用品を常時備蓄する予算を確保するとともに、保健室の施設・設備を充実させること

文部科学省回答

- 要望1について
これまで計画的に改善を図ってきたところであり、近年においても、僅かな数ではあるが、加配定数の改善を行った。また、今回コロナ禍を踏まえ、学校現場が大変な状況にあることを様々な方か

ら伺った。来年度以降も引き続き、配置増が必要だという認識において、複数配置基準の緩和について、しっかりと検討を行っていききたい。予算事業についても文部科学省として何か手を打てないかと議論しているところである。養護教諭の皆様のサポートができるように努めたい。

○ 要望2（1）について

保健室機能の維持、充実の観点から回答させていただく。現状では、養護教諭不在時に、国において専門的知識を有する人材を派遣する体制整備は行っておらず、必要に応じて設置者において、様々な対応をしている状況であると認識しており、直ちに派遣体制を全国的に整備することは難しい状況である。ただ、今年度から学校保健推進体制支援事業を始めており、児童生徒一人一人に対する現代的な健康課題等に対応するために、経験豊富な退職養護教諭による研修等を計画している。

○ 要望2（2）について

クラスター発生時に学校において手が足りないということは想像に難くない。ただ要望2（1）の回答でも言及したように、専門的知識を有する方の派遣体制を全国的に整備することが難しい状況にある。文部科学省からの通知や保健衛生マニュアル、更には保健所等の助言を参考に、クラスター等に対応してもらいたい。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

私は島根県出雲市の学校に勤めており、出雲市でその基準を超えている学校は小学校1校、中学校1校のたった2校のみである。他方で、私が勤めている学校は500名程度の学校であるが、ありがたいことに、県の加配措置で2名配置となっている。500名といっても、保健室の3つのベッドが毎日埋まる時間がほとんどであり、教室から飛び出した生徒を探すために保健室を空けることもある。更にはメンタルに不安のある生徒の話を1時間以上聞いたり、スクールカウンセラーや医療、警察、児童相談所等の対応を行ったりもしている。多種多様な生徒たちの健康課題の支援の必要性について御理解いただいていると思うが、その生徒たちの支援会議も毎日夕方から始まる状況である。2名配置であるから、何とか対応できている状況である。複数配置基準として挙げられている小学校851人、中学校801人という数字は長い間変わっていない。500名規模でも一人の養護教諭ではきめ細かな対応は難しい。きめ細かな対応ができるように、複数配置基準の引下げをお願いしたい。

【文部科学省】

平成13年から平成17年までの7次改善で現行の基準になっており、言われるように、20年近く変わっていない。学校事務職員の場合は複数配置基準が学級数で計算される。35人学級化により、学級数が増えれば、複数配置になる場合があるが、養護教諭は人数で算定されるので、35人学級化の影響はない。課題意識は当然もっているので、加配定数改善等をしっかり行っていかなくてはならないと考えている。今後も学校現場の状況について意見交換を行っていききたい。

○ 要望2に関連して

【全日教連】

「クラスターの際に、保健所に相談をして」と言及されていたが、全く頼りにならなかったというのが真実である。全て学校に丸投げされてしまい、その対応に非常に苦慮した。

事例として学校で発熱し、帰宅した生徒が夕方になってコロナ陽性であったと報告が上がってくる。そうすると、夕方から夜にかけて学校内の消毒作業が始まる。当時島根県内においても感染者数が千名を超え深刻な状況であった。保健所から消毒方法の指導等あったが、臨機応変に対応を迫られる場面が多かった。そのような場面ですぐに相談できる専門家の派遣体制が整っていたら、対応に苦慮しなかったかもしれない。今後専門家の派遣体制の整備を行ってもらえると学校現場としては大変ありがたい。

【文部科学省】

御苦労された現場の実態を聞かせていただいた。地域の実情に応じて、保健所や教育委員会が連携して、サポート体制を構築すべきである。情報を収集し、今まさにその情報が必要になったときに、協力して対応できる体制が大事である。引き続き周知を図っていきたい。



【栄養教諭・学校栄養職員部】

栄養教諭・学校栄養職員部要望 ※は回答を求める内容

- ※1 食物アレルギー等の個別指導や食育充実のための栄養教諭・学校栄養職員の定数の改善をすること
 - (1) 共同調理場における配置基準を 3,001 人以上から 3 名配置とすること
 - (2) 単独給食実施校における配置基準を 450 人以上から 1 名配置とし、それに満たない場合は 3 校に 1 名配置とすること
 - (3) 学校給食を民設民営の共同調理場から受配する学校についても配置基準を設けること
- 2 栄養教諭免許状を取得している学校栄養職員全員を早期に栄養教諭に任用し、各都道府県における配置の格差をなくす対策を講ずること
- 3 学校給食法や食育基本法を踏まえ、すべての学校で生きた教材となる安心安全な学校給食の充実を図ること
 - (1) 栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育指導や給食管理が適切に行われるよう考慮すること
 - (2) 全ての学校で学校給食を実施するとともに、学校給食を実施していない学校についても適切に実施できるよう指導すること
- 4 学校栄養職員の給与費を引き続き義務教育費国庫負担制度の適用対象とすること
- ※5 学校給食の安全を確保すること
 - (1) 調理場・配膳室への空調設備の設置等、施設環境の充実を図ること
 - (2) 新型コロナウイルス感染症等の対応において、引き続き人材及び衛生用品等の充実を図るために予算を確保すること
- 6 児童生徒の食に関する健康上の諸課題に対応するための研修機会を充実させること

文部科学省回答

- 要望1について
これまで計画的に改善を図ってきたところである。食育については変わらず、必要性は高まっていると認識している、民設民営共同調理場に係る要望について回答させていただくと、義務標準法においては、学校給食法第6条の共同調理場を対象にしている。当該規定が設置者を自治体と限定しているので、現行の義務標準法においては、民設民営の共同調理場について定数配置は難しい。食育指導が手薄になると言われたが、我々もそれを看過しているわけではなく、都道府県に配置して

いる加配定数の中で、対応いただきたいと考えている。引き続き必要な定数の確保に努めたい。

○ 要望5（1）について

子供たちに安心安全な学校給食を提供するうえで、学校給食施設の衛生管理の強化・充実ということが重要であるというのは私どもも認識している。これまでの取組として、公立の義務教育諸学校については、ドライシステムに対応した学校給食施設の新增改築に要する経費の一部等について学校施設環境改善交付金というものがあり、こちらで国庫補助を行っている。また、令和2年度の第3次補正予算において、給食の調理に携わる教職員の健康確保のため、既存の給食施設への空調設備設置等についても新たに補助の対象としたところである。給食施設で調理をされる方の環境が厳しいというお話は伺っているので、引き続きこういった国庫補助を活用していただけるように地方自治体の実情等、適切にコミュニケーションを図りながら、周知を進めていきたいと考えている。

○ 要望5（2）について

令和4年度の第2次補正予算で学校等における感染症対策への支援ということで大きな予算がついている。これは令和2年度のコロナが発生したときから補正予算で措置されているものである。今年度も引き続き事業として継続している。事業の内容として、新型コロナウイルス感染者が発生した学校において教育活動を継続するということが重要であるので、そのための体制整備をする場合に、追加的に必要となるもの、教室のみならず、給食、様々なところで活用できる衛生用品等のために措置をしている。こういったものを活用しながら、感染の防止、学校教育活動が継続できるように支援していきたい。

質疑応答

○ 要望1に関連して

【全日教連】

現在の栄養教諭学校栄養職員の配置基準については、給食業務が中心として想定され作成されたものだとも認識している。現在食物アレルギー等の個別対応や食育の充実が求められている。そのような中、現在の配置基準が現状にあってないのではないかと。実際に食物アレルギー等の個別対応、給食業務で力をとられ、食育の方にも十分に力を注ぎたいのに、なかなか力を注ぐ余裕がないという声が届いている。配置について別の観点、食育指導の校数や授業数等も勘案して決めていただきたい。

【文部科学省】

給食業務とは別に、食育指導の校数や授業数という観点から定数を検討する考え方については今後も検討を続けていきたい。また、加配定数も僅かではあるが拡充しており、引き続き取り組んでいきたい。

【全日教連】

民設民営の共同調理場については義務標準法では、基準がないという回答であったが、食育の充実を進めるためには、栄養教諭の存在が欠かせない。例えば、山口県下関市では令和6年度に民設民営の共同調理場が稼働する予定である。このままいくと10人の栄養教諭の方が、働く場所がなくなってしまう。現行法上では、難しいとは承知しているが、法改正を含め、対応を急いでほしい。

【文部科学省】

民設民営の共同調理場等の個別対応を行っていくのが、加配定数の役割と言えるので、できる限り、加配定数の拡充にこれからも努める。民設民営の共同調理場の稼働について、今の法令に照らし合わせれば、どのような結果になるかということは、山口県や下関市はよく理解したうえで、行っているはずである。むしろ山口県や下関市がどのように考えているのか、我々としても知りたい。

○ 要望5（1）に関連して

【全日教連】

施設については、各自治体が環境整備をすると承知はしているが、自治体によって大きな差があるのが現状である。空調設備が入った調理施設もあれば、扇風機だけのところもある。先程の回答で様々な補助金制度を作っていたことを紹介してもらった。まだまだ活用されていない現状もあると思われるので、各自治体の方に、周知徹底をしていただきたい。



【文部科学省】

調理場の空調設備について、昨今の気象状況から熱中症のリスクは高まっているところと認識している。言われたように、結局自治体の中で施設整備についてどれを優先するか、というのが自治体の判断ということになる。やはり熱中症への危険ということがあるので、そこも踏まえつつ、自治体に対する周知徹底を引き続き取り組んでいきたい。



【管理職員部】

管理職員部要望 ※は回答を求める内容

- 1 義務標準法を改正し、以下のことを実現すること
 - (1) 副校長及び教頭の基礎定数化による枠外配置
 - (2) 35 人学級化の中学校までの拡大
 - (3) 小学校及び中学校における 30 人学級についての検討

- 2 優秀な人材を管理職に登用するために、以下のことを実現すること
 - (1) 管理職の職責に見合う給料表への改定
 - (2) 管理職手当の見直し、及び期末勤勉手当への積算

- 3 学校の円滑な運営を実施するために、校長の裁量権の拡充を図ること

- ※4 令和の日本型学校教育の構築のための人的・物的体制の整備、及び教育予算の拡充を図ること
 - (1) 部活動指導員の配置拡充
 - (2) 教員業務指導員の配置拡充
 - (3) 一人一台端末の国庫による更新
 - (4) 「学校再開支援経費、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（R2 補正）」のように学校裁量で執行できる永続的な予算措置

- ※5 学校管理職、及び教師の研修について、以下のことを実現すること
 - (1) 学校経営及び運営に関するオンラインを含めた研修機会の充実
 - (2) 「対話」を基盤とした適切な研修奨励を可能とする研修履歴管理システムの構築

- 6 定年引上げ後、意欲をもって勤務することできるように、随時給与体系の見直しを図ること

文部科学省回答

- 要望4（1）について
部活動指導員の配置支援に係る予算については、ここ数年着実に増額されており令和5年度当初予算においても拡充に必要な予算を確保したところである。スポーツ庁及び文化庁としては、全国における部活動の地域連携・地域移行の取組の増強や部活動指導員の配置に関する自治体のニーズを踏まえつつ引き続き必要数が確保できるよう努めたい。
- 要望4（2）について
教員業務支援員については、学校現場から求められていることを承知している。予算について、今年度も55億円措置しており、昨年度から10億円も伸ばしている事業はなかなか無いと認識してい

る。我々のミッションとしてはそれが適切に活用いただけるよう事例の展開やサポートを引き続き進めていくとともに、引き続き皆様のニーズにお答えできるような形で取組を進めていきたい。

○ 要望4（3）について

一人一台端末の更新は、費用の在り方について我々の重要な課題だと考えている。学校現場に浸透し、十分に活用いただき効果も出ていると承知している。国会の場等でも同様の声をいただいているので、関係省庁と協議しながら検討を進めていきたい。

○ 要望4（4）について

感染症対策の学校教育活動計画支援事業、令和2年度の補正事業から継続しており、令和4年度の第2次補正予算でも大きな金額がついている。引き続き感染症流行下における学校教育活動体制整備事業としており、継続的に学校活動時における感染拡大の防止、学校教育活動の継続に活用できるように保健衛生用品の購入や換気対策にかかるような費用等について補助事業としているところである。

○ 要望5（1）について

学校管理職を含め教員の学びに充当できる時間が限られている中であって、教員研修はおよそ教師として共通に求められる内容を一律に習得させるというのではなくより高度な水準のものも含め一人一人の教師の個性に即した、個別最適な学びであることが必然的に求められていると認識をしている。すなわち教師自身が新たな領域の専門性を身に付ける等、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばすことが必要となると考えている。文部科学省としては、オンラインフォーラムの開催や、研修動画を含む必要な情報等を周知し、管理職の資質向上に努めていきたい。

○ 要望5（2）

各教師の研修履歴の記録や学校管理職と教師との積極的な対話に基づく一人一人の教師に応じた資質能力向上のためにはデジタル技術を活用して効果的な記録作成・閲覧を可能にするとともに豊富な研修コンテンツの中からいつでも、どこからでも必要な研修を受講できる環境作りが必要であると考える。国としては令和4年度第2次補正予算により研修受講履歴システムと教員研修プラットフォームとを一体的に構築したものを令和6年度から稼働することを予定している。また、令和4年度第2次補正予算で措置された23億円によりプラットフォームに記載するための研修コンテンツの開発、教員研修の高度化モデル開発を実施している。今後も教育委員会と連携を図り、十分な協議を行いながら、学校経営及び運営に関する研修機会の充実を図ることができるように努めたい。

質疑応答

○ 要望4に関連して

【全日教連】

一人一台端末の更新時期が近づいてきている。学校現場では、既に端末の故障も多く、修理や予備機の貸し出しを含め、何とかやりくりしている実態がある。文部科学省として国庫による更新のために要望等を行っているのか。

【文部科学省】

予算要求の話であれば、当然財政当局に行っていかななくてはならないことであるが、現時点では検討段階であるとしか申し上げられないが、検討は必ず行う。

【全日教連】

端末の更新を各自治体に任せてしまうと、必ず地域間格差は生まれてしまう。より良い学びの構築のためにも、国庫による更新をお願いしたい。

【全日教連】

コロナ禍の際、措置された学校裁量で執行できる予算は学校現場から大変喜ばれた。今後は感染症対応に限らず、永続的な予算として措置してもらえると学校現場独自で柔軟な予算執行ができる。前向きに検討してもらいたい。

○ 要望5に関連して

【全日教連】

研修制度については、適切な対話のもと、教師が望む内容に沿うようにマネジメントし、そのことについて、管理職が適切に指導できるような研修履歴管理システムになることを求める。文部科学省としても指導・助言を行っていただいていると認識しているので、全日教連としても単位団体を通じて、各都道府県へ要望等行っていきたい。

【文部科学省】

学校を取り巻く環境が変化し、校長に求められている役割はますます増大している。両輪で働き方改革も求められている中ではあるが、適切な対話のもと管理職には研修奨励を行ってほしいと考えている。今後、都道府県の教育委員会ともコミュニケーションを図りながら適切な運用について周知したいと考えている。



【幼児教育部】

文部科学省

幼児教育部要望 ※は回答を求める内容

- 1 幼児教育に係る教育環境の整備を進めること
 - (1) 幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かせるよう制度の改善を図ること
 - ※(2) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における ICT 環境の整備を図ること
 - (3) 特別な配慮を要する幼児に対する支援の充実を図ること
 - ※(4) 教育の安定性を確保するために正規の幼稚園教諭及び保育教諭の配置促進を図ること
 - (5) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における働き方改革の一層の推進を図ること

- 2 きめ細かな教育及び保育の実現のために幼稚園及び幼保連携型認定こども園の学級編制基準の引下げと教職員定数の改善を図ること
 - (1) 一学級あたりの幼児数の基準を引き下げること（3歳児原則 20 名以下、4歳児原則 25 名以下、5歳児原則 30 名以下）
 - (2) 専任園長、教頭、養護教諭、特別支援教育担当教諭、事務職員の配置を推進すること

- 3 関係省庁及び地方公共団体と連携し、幼稚園教諭及び保育教諭の待遇が教育専門職としてふさわしいものとなるよう改善を図ること
 - (1) 幼稚園教諭及び保育教諭に教育職給料表を適用すること
 - (2) 職務内容に応じた諸手当の拡充を図ること

- 4 幼稚園教諭及び保育教諭の資質・能力の向上に向けた施策の推進を図ること
 - (1) 幼児教育センターの設置及び幼児教育アドバイザーの配置促進を図ること
 - (2) 教育専門職としての資質・能力を高めるための研修機会の充実を図ること

文部科学省回答

- 要望 1 (2) について
幼稚園における ICT 環境整備については、教育支援体制整備事業費交付金において、オンラインによる教員研修や保育動画の配信、アプリを活用した家庭との連絡にかかる経費等の支援を図ってきたところである。幼保連携型認定こども園における ICT 環境整備についてはこども家庭庁の事業であり、こども家庭庁の方で、必要な予算を確保していると承知している。ICT 環境の整備は重要であると認識しているので引き続き予算を確保できるように努めたい。
- 要望 1 (4) について

文部科学省としては、教育、保育の質の向上を図るためには、幼稚園教諭の職員配置の改善を図っていくことは重要だと認識している。今後も、各園が充実した教育が行えるように、適切な制度設計を検討していきたい。あわせて教育委員会の権限のもと行われるものであるため、目標とする正規教員の割合等を教育委員会で決定して正規教員の採用を進めていただきたいと考えている。

質疑応答

○ 要望1（2）に関連して

【全日教連】

園務のためのパソコンやタブレット等の ICT 機器の配置が幼稚園においては進んでいない現状が報告されている。各園に1台しか配備されていないとの報告も受けており、小中学校に比べて圧倒的に少ない。また活用の際にも、小中学校と比較すると、研修等の不足により職員のスキルが十分に身に付いていない現状がある。実際に業務多忙及び機器の不足等により、研修等での活用も難しい状況である。小学校や中学校で効果的に活用されており、好事例も周知されている。幼稚園においても幼児教育の質の向上及び働き方改革の面から、ICT 環境の充実及び好事例の周知を求める。



【文部科学省】

ICT 環境の整備が各園によって差があるということは我々も承知している。整備の必要性は認識しているので、幼児教育課においても財政当局と相談し、予算確保に努めていきたい。好事例の周知という点については、幼児教育課において調査研究を行っており、パンフレット等も作成をしている。現状、周知不足と御指摘をいただいたので、周知の方法等についても検討していきたい。

○ 要望1（4）に関連して

【全日教連】

様々な特性をもった園児が増えてきている状況において、特別な配慮を要する園児が増えてきている。そのため現在の配置では手が足りない状況である。多くの目で子供たちを見守りたいのにそれが叶わない。満足に年次有給休暇の取得もできない状況である。命に関わる場面もあるので、国として配置促進をお願いしたい。

【文部科学省】

正規職員の採用について、公立については自治体の判断に任されており、国として確保することを断言できない。しかし、職員配置の改善については文部科学省としても重要な課題と考えている。例えばこども家庭庁の小倉大臣が「職員配置改善については、今後検討していく」と言及しているので連携して取り組んでいきたい。もちろん、各園における働き方についても考えていきたいと思っている。また、特別な配慮が必要な子供を受け入れている園については、新たにその職員を配置するための補助等の事業も行っているため、そういった支援制度も活用いただければと思う。

こども家庭庁

幼児教育部要望

- 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育環境の整備を進めること
 - (1) 幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所のそれぞれの機能が十分に活かせるよう、制度の改善を図ること
- ※(2) 幼保連携型認定こども園における ICT 環境の整備を図ること
 - (3) 特別な配慮を要する幼児に対する支援の充実を図ること
- ※(4) 教育及び保育の安定性を確保するために正規の保育教諭の配置促進を図ること
 - (5) 幼保連携型認定こども園における働き方改革の一層の推進を図ること

- 2 きめ細かな教育及び保育の実現のために幼保連携型認定こども園の学級編制基準の引下げと教職員定数の改善を図ること
 - (1) 一学級あたりの幼児数の基準を引き下げること
(3歳児原則 20 名以下、4歳児原則 25 名以下、5歳児原則 30 名以下)
 - (2) 専任園長、教頭、養護教諭、特別支援教育担当教諭、事務職員の配置を推進すること

- 3 関係省庁及び地方公共団体と連携し、保育教諭の待遇が教育専門職としてふさわしいものとなるよう改善を図ること
 - (1) 保育教諭に教育職給料表を適用すること
 - (2) 職務内容に応じた諸手当の拡充を図ること

- 4 保育教諭が教育専門職としての資質・能力を高めるための研修機会の充実を図ること

こども家庭庁回答

- 要望 1 (2) について
保育人材の確保における総合的な取組として、新規の資格取得であるとか、就労を図るための負担軽減の取組、保育所支援センターで、保育士の掘り起こしといった話も伺っている。その中で、業務負担軽減に関する取組として、ICT 機器の整備がある。令和 4 年度の補正予算にて、ICT の導入に関する補助メニューを行うこととされており、目下取り組んでいるところである。また、令和 5 年度末までの時限的措置ではあるが、特に園児の登校園管理システムに関して、補助率の嵩上げを行って更なる普及促進を図ることとしている。引き続きこの ICT 化を通じて、業務負担の軽減が図られるように、普及や支援に取り組んでいきたい。
- 要望 1 (4) について
主に短時間勤務の方についての取り扱いを示している。保育士、保育教諭については常勤の方が

1名以上いることが原則であって、それが望ましいということに変わりはないが、ただ、その常勤の保育士、保育教諭が確保できないことによって、子供を受け入れられずに待機児童が発生している状況が生まれている。市町村がやむを得ないと判断すると認める場合に限っては、常勤の保育士、保育教諭確保までの暫定的な対応として配置される常勤の保育士、保育教諭の数の限りにおいて保育資格を有している2名の短時間勤務の方を当てても差し支えないという取り扱いになっている。また、常勤の方の確保が可能となった場合には、本取り扱いについては、早期に解消を図ることというように示している。その際留意すべき点としては、一貫した保育の提供のために、共同の指導計画記録の作成、また適切な引き継ぎ時間の確保を行うこと、また、常勤職員等、一部の職員の業務負担にならないようにとしている。周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体における業務マネジメントが行われるように留意をするよう周知している。また、同一労働同一賃金の観点からも、常勤の方と短時間勤務の方とで、不合理な待遇差を設けないことが重要である。児童福祉法に基づき、実施する指導監査においては常勤の保育士を確保するための取組の状況等について確認を行うこと、また、過去3年間の指導監査において自治体の長から勧告や改善命令を受けている場合においては、本取り扱いの適用を認めないということとなっている。各自治体各園にて事情は様々だと思うが適切な運営がなされるように指導・助言を行っていききたい。

質疑応答

○ 要望1(2)に関連して

【全日教連】

教職員が安心して働けるように、勤務環境の改善が強く望まれるところであるが、ICT環境の整備によってそれが大きく進むものと期待をしている。現状で言うと、端末等の機器が圧倒的に少ない。端末があれば、子供たちの学びにも役立つし、業務改善にもつながる。各市町村で整備していくことと理解はしているが、子供たちのためにもこども家庭庁から指導監督をお願いしたい。こども家庭庁でICTの導入効果等の調査を今後行う予定があるか。

【こども家庭庁】

そのような調査を行う予定は現時点ではない。昨年度の厚生労働省の事業にはなるが、こども子育て支援推進調査研究事業というものがあるが、その中で保育分野におけるICTの導入効果という調査研究を行っている。令和4年度末に事業が終了したので、ホームページ上に掲載されてはいないが、今後、こども家庭庁のホームページで掲載する予定である。内容を紹介すると、導入効果、どれだけ負担軽減がされたのかといった内容になる。またICTの活用ハンドブックというものも同時に作成した。活用ハンドブックは導入にあたって何を導入すればよいか、何から行えばよいかという疑問にお答えできるように、例えば、自分の園ではどういうものを導入すればよいかということについて、フローチャートのようなものを作成して、まずはこういうものに取り組みでみたいというときに「フリーソフトでこのようなものがある。これからやってみてはいかがですか」というような、案内もさせていただいているところである。こういったものも活用しながらまだ活用に踏み出せないというような園にも是非御活用いただけるように、普及促進を図っていききたい。

○ 要望1(4)に関連して

【全日教連】

最近特別な配慮を要する子供が増えてきている。現状の配置では、十分に目が届いているとは言えない。子供たちの中には虐待を受けていて、SOSを出している場合もあるかもしれない。そのような命に関わる場面でも、今の体制ではSOSを見逃してしまうかもしれない。子供たちのために配置促進をお願いしたい。

【こども家庭庁】

言われるように、特別な配慮を要する子供が増えてきているというのは、我々のもとにも声として届いている。その中で対応できるものを具体的な事業で言えば障害者保育の加算になるかと思う。ただ、そこに当てはまらないケース、いわゆるグレーゾーンの子供たちが増えてきていて、先程の加算制度があったとしてもなかなか活用できないという声も届いている。配置という点でお答えすると、今年度「チーム保育」加算という制度を設けていて、それによって、特に4・5歳児の配置を手厚くするように予算要求で手当をしている。これとは別にそもそもの配置基準については、3月末に取りまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」の中で1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について「1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ」と改善すると言及があった。6月の骨太の方針までに、具体的な財源上の手当も含めて、より加速して進めていくために内閣で議論しているところである。

【全日教連】

認定こども園等に電話をすると職員が全て出払っているのも、誰も電話に対応できない状況である。小中学校のように養護教諭等もないし、人手があまりにも不足し切迫した状況である。今後、配置基準を改善するとの回答もあったので、財源等も手当して必ず実現してもらいたい。

